

一般社団法人 日本歯科理工学会称号認定制度細則

第1章 総則

第1条 本制度は、歯科材料・器械及び歯科技術の基礎知識ならびに最新の知識を普及することを旨とし、その進歩・発展に寄与できる指導的人材を養成し、国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために、本会は称号制度を設け、必要な事業を行う。

第2章 称号の名称及び区分

第3条 称号の名称はDental Materials Adviser 及びDental Materials Senior Adviser とする。歯科材料に造詣が深く、将来ともに歯科材料の知識・技術の普及や啓蒙活動に協力し、本会の活動に貢献できる者にDental Materials Adviser の称号を授ける。また、歯科材料の知識・技術の普及や啓蒙活動に協力し、その活動に指導的役割を担おうとする意志を有する者にDental Materials Senior Adviser を授ける。Dental Materials Senior Adviser については、専門分野を明示することとする。これについては内規に示す。

第3章 称号の申請資格

第4条 称号を申請できる者は以下の要件をすべて満たす者とする。

1) Dental Materials Adviser

- (1) 会員歴3年以上の者
- (2) 内規に定める得点を有する者

2) Dental Materials Senior Adviser

- (1) 会員歴5年以上の者
- (2) Dental Materials Adviser である者、大学・企業における研究歴を有する者、あるいは関連学会の認定医である者
- (3) 内規に定める得点を有する者

第4章 称号認定審査

第5条 称号認定審査委員会を置き、申請書類及び面接結果に基づき認定審査を行う。

第6条 運営組織や研修方法については、別に定める。

第5章 称号の更新資格

第7条 歯科材料・器械及び歯科技術の急速な進歩に鑑みて、称号の有効期限を5年間とする。更新時には、以下の要件をすべて満たすこととする。

- (1) 更新時からさかのぼって5年間会員である者
- (2) 学術講演会ならびに本会の認める研修会（地方会も含む）の参加が5回以上の者

第6章 称号の喪失

第8条 次の各号の1つに称号認定者が該当するとき、その称号を失う。

- (1) 学会員の資格を失ったとき。
- (2) 称号の更新を行わなかったとき。
- (3) 認定審査委員会が不適と認めたとき。

第7章 補則

第9条 本細則の改廃は、理事会において決定する。

附 則

本細則は、平成15年4月1日より施行する。

本細則は、平成25年4月12日一部改正施行する。